○国税庁告示第十七号

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月三十一日

国税庁長官　川北　力

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人たすけあいの会ふれあいネットまつど	千葉県松戸市東平賀七番地の二	島田　喜七	平成二十四年六月一日から平成二十九年五月三十一日まで
特定非営利活動法人日本アレルギー友の会	東京都江東区住吉二丁目六番五号	堀内　繁	平成二十四年六月一日から平成二十九年五月三十一日まで
特定非営利活動法人日本・ミャンマー医療人育成支援協会	岡山県岡山市番町二丁目六番七号	岡田　茂	平成二十四年六月一日から平成二十九年五月三十一日まで
特定非営利活動法人北海道市民環境ネットワーク	北海道札幌市中央区南九条西三丁目一番六号彩木ビル二階	秋山　孝二	平成二十四年六月一日から平成二十九年五月三十一日まで

○国税庁告示第十八号

特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）附則第四条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月三十一日

国税庁長官　川北　力

別表特定非営利活動法人愛・地球博ボランティアセンターの項中「愛知県名古屋市中村区松原町一丁目二四番地」を「愛知県名古屋市中区三の丸一丁目七番二号」に改める。

○厚生労働省告示第三百七十二号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年度技能検定実施計画（平成二十四年厚生労働省告示第五十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月三十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第二の表に次のように加える。

ハウスクリーニング	社団法人全国ハウスクリーニング協会（昭和五十五年一月十四日に社団法人全国インテリアクリーニング協会という名称で設立された法人をいう。）

○厚生労働省告示第三百七十三号

職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第六条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める手数料の金額（平成十四年厚生労働省告示第二百十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月三十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

表に次のように加える。

ハウスクリーニング	社団法人全国ハウスクリーニング協会（昭和五十五年一月十四日に社団法人全国インテリアクリーニング協会という名称で設立された法人をいう。）が実施する次の試験に係るもの	
	実技試験	二九、九〇〇円
	学科試験	八、九〇〇円

○厚生労働省告示第三百七十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき、薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。ただし、この告示による改正後の別表第三無機薬品及び有機薬品の項第百九十号の規定は、平成二十四年八月十九日から適用する。

平成二十四年五月三十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第二号イ中「もの（」の下に「第一類医薬品及び」を加える。

別表第一中第十七号を第二十一号とし、第十三号から第十六号までを四号ずつ繰り下げ、第十二号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　ミコナゾール。ただし、膣（ちつ）剤に限る。

別表第一中第十一号を第十四号とし、第十号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二　トラネキサム酸。ただし、しみ（肝斑に限る。）改善薬に限る。

十三　ニコチン。ただし、貼付剤に限る。

別表第一中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　ジクロルボス。ただし、プラスチック板に吸着させた殺虫剤（ジクロルボス五パーセント以下を含有するものを除く。）に限る。

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第二百五十号を第二百五十一号とし、第二百十五号から第二百四十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二百十四号中「ミコナゾール」の下に「。ただし、膣（ちつ）剤を除く。」を加え、同号を同項第二百十五号とし、同項中第二百十三号を第二百十四号とし、第百九十号から第二百十二号までを一号ずつ繰り下げ、第百八十九号の次に次の一号を加える。

百九十　フラボキサート

別表第三無機薬品及び有機薬品の項第百五十号中「ニコチン」の下に「。ただし、貼付剤を除く。」を加える。

○厚生労働省告示第三百七十五号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十条第五号の規定に基づき、薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品（平成二十一年厚生労働省告示第百二十号）の一部を次のように改正する。ただし、この告示による改正後の無機薬品及び有機薬品の項第三十五号の規定は、平成二十四年八月十九日から適用する。

平成二十四年五月三十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

無機薬品及び有機薬品の項中第四十九号を第五十号とし、第三十五号から第四十八号までを一号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五　フラボキサート

無機薬品及び有機薬品の項第二十六号中「ニコチン」の下に「。ただし、貼付剤を除く。」を加える。